第　一　次　選　考　提　出　書　類

（業務委託名）　　大分市中心市街地祝祭広場整備事業設計業務委託

標記業務委託について第一次選考提出書類を提出します。

平成30年　　月　　日

大分市長　　佐藤　樹一郎　殿

（企業又は代表企業）住　　所

電話番号

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

連絡担当者

（担当者）部署名

氏名

電話番号

FAX番号

Ｅ-mail

業務実施体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 配置予定者名 | 所属・役職・保有資格 | 担当する分担業務の内容 |
| 広場  デザイナー |  |  |  |
| 管理  技術者 |  |  |  |
| 照査  技術者 |  |  |  |
| 担当者 |  |  |  |
| 担当者 |  |  |  |

注１：氏名にはふりがなをふること

注２：所属・役職については、共同提案体の場合は、会社名等も記載すること。

注３：担当業務は、技術提案書の実施方針のフローに記載する業務別に記載する。

注４：管理技術者、照査技術者、担当者欄は、必要に応じて適宜追加すること。

配置予定者の経歴

（○○者の経歴）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① 氏　　　名 | | ② 生年月日　　　　　年　月　日 | |
| ③ 所属・役職 | | | |
| 類似業務実績（３件まで） | | | |
| 業　務　名 | 業　務　概　要 | 発注機関 | 履行期間 |
|  | （○○者として従事）様式３に詳述 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

注：○○者には、広場デザイナー、管理技術者、照査技術者、他の業務担当者の各名称を記述する。

配置予定者の類似業務実績

（○○者　氏名　　　　）

|  |  |
| --- | --- |
| 業務名 |  |
| 業務金額 |  |
| 履行期間 |  |
| 発注機関名  住所  ＴＥＬ |  |
| 業務の概要 |  |
| 業務の特徴等 |  |
| 当該者の  業務担当の内容 |  |

注：○○者には、広場デザイナー、管理技術者、照査技術者、他の業務担当者の各名称を記述する。

受賞実績

（○○者　氏名　　　　）

|  |
| --- |
|  |

**特定業務委託共同提案体協定書**

（目　　的）

第１条　当共同提案体は、大分市発注による大分市中心市街地祝祭広場整備事業設計業務委託を共同連帯して履行することを目的とする。

（名　　称）

第２条　当共同提案体は、○○○○共同提案体（以下「共同提案体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当共同提案体は、事務所を○○○○に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当共同提案体は、○○○○に成立し、第１条に規定する委託の完了後３月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　業務委託を請け負うことができなかったときは、当共同提案体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当共同提案体の構成員は、次のとおりとする。

　所在地　○○○○

　商号又は名称　○○○○

　所在地　○○○○

　商号又は名称　○○○○

（代表者の名称）

第６条　当共同提案体は、（商号又は名称）○○○○を代表とする。

（代表者の権限）

第７条　当共同提案体の代表者は、第１条に規定する委託の履行に関し、当共同提案体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、契約に関する権限、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同提案体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第８条　当共同提案体の各構成員の業務分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　　○○○○業務（商号又は名称）○○○○

○○○○業務（商号又は名称）○○○○

○○○○業務（商号又は名称）○○○○

○○○○業務（商号又は名称）○○○○

２　前項に規定する分担業務の価額（第９条に規定する運営委員会で定める）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　当共同提案体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務委託の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請共同提案の決定その他の当共同提案体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第１条に規定する業務委託の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、第１条に規定する業務委託の請負契約の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に伴い当共同提案体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当共同提案体の取引金融機関は、○○○○銀行とし、代表企業の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決　　算）

第12条　当共同提案体は、第１条に規定する業務委託の完了後、当該業務委託について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合に応じ構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合に応じ構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務委託途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び他の構成員の承諾がなければ、当共同提案体が第１条に規定する業務委託の完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務委託途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完了する。

３　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

４　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第 16 条の２　当共同提案体は、構成員のうちいずれかが、業務委託途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第４項までを準用するものとする。

（業務委託途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務委託途中において破産し、又は解散した場合においては、第16条第２項から第４項までを準用する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第18条　当共同提案体が解散した後においても、当該業務委託につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○○○ほか○社は、上記のとおり特定業務委託共同提案体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成　　年　　月　　日

商号又は名称　○○○○

代　表　者　○○○○　　　㊞

商号又は名称　○○○○

代　表　者　○○○○　　　㊞

履行体制

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （共同提案体名 |  |  | （代表者） |  |
| ○○共同提案体 |  |  | ○○株式会社 | |
|  |  | 担当する業務の範囲・内容 | ・○○  ・○○ |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  | （構成員） |  |
|  |  |  | ○○株式会社 | |
|  |  |  | 担当する業務の範囲・内容 | ・○○  ・○○ |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  | （構成員） |  |
|  |  |  | ○○株式会社 | |
|  |  |  | 担当する業務の範囲・内容 | ・○○  ・○○ |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  | （構成員） |  |
|  |  |  | ・・・・・ | |
|  |  |  |  |  |

（注）1．「担当する業務の範囲・内容」には、各構成員の分担業務が分かるよう具体的に記載すること。なお、分担業務が不明確な場合は、選考しない場合があることに留意すること。